

今年度の高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種の対象者は、次のとおりです。

1 接種日に65歳の方

※令和6年度から対象者の年齢が変わりました。接種期間は、66歳の誕生日の前日までです。  
この日を過ぎたら、任意接種となりますのでご注意ください。

※令和5年度末をもって、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者の経過措置（65歳以上の5歳刻みの対象年齢に該当するワクチン未接種者を定期接種対象者とするもの）は終了しました。

2 接種日に60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者手帳1級相当の障害を有する方

※ 接種の際、予防接種該当者確認書又は身体障害者手帳が必要です。

このワクチン（ニューモバックスNP）を接種したことがある方は対象になりません（任意接種を含む）。  
接種歴が不明な方は、かかりつけの医療機関等へお問い合わせください。

### ●接種期間および接種料金

接種期間	接種回数	接種料金
66歳の誕生日の前日まで	1回	4,600円 ※実施年度により料金が変動する可能性があります。

### ●自己負担金免除対象者とその証明書について

生活保護世帯・市民税所得割非課税世帯に属している方は、次のいずれかの証明書類を医療機関にお持ちいただくことで、自己負担を免除することができます。証明書は、接種時に必ずお持ちください。接種後に書類をお持ちいただいても費用をお返しすることはできません。

#### (1) 生活保護世帯に属する方

- 被保護者証明書（夜間・休日等受診用） 空色

#### (2) 市民税の所得割非課税世帯※に属する方

- 市・県民税課税台帳記載事項証明書（世帯全員分が必要です。令和6年6月1日以降に発行された今年度のものに限りません。）※令和6年4月～5月に接種する場合は、前年度の証明書を使用してください。

##### 【代用書類】

① 広島市発行の介護保険料納入通知書（兼特別徴収開始通知書）

・ 令和6年8月1日以降に送付された今年度分の通知書に限りません。

※令和6年4月～5月に接種する場合は、前年度分の通知書で代用できますが、令和6年6月～7月に接種する場合は、市・県民税課税台帳記載事項証明書を使用してください。

・ 所得段階が第1～3段階の方は証明書として使用できます（ただし、所得段階が4段階以上であっても所得割非課税世帯である可能性があります。4段階以上の場合は他の書類を使用してください。）。

② 介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証） ピンク色

③ 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証） オレンジ色

④ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 若草色

⑤ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 空色

⑥ 中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証 白色

※ 市民税所得割非課税世帯とは、世帯全員が市民税の所得割が非課税である世帯のことです。1人でも課税されている人がいると、免除対象になりません。

## ●医療機関に持って行くもの

- 同封の予防接種券（白色）、予診票（うす紫色）
- 接種料金（自己負担金 4,600 円）
- 自己負担金免除対象者はその証明書類
- 接種を受ける方の住所・生年月日を確認できるもの（健康保険証など）

## ●注意事項

- ・ 同封の予防接種券は、広島市内に住民登録をしている方のみ使用できます。
- ・ これまでに肺炎球菌ワクチンを接種したことがないか、接種前にしっかり確認してください。定期予防接種の対象外となる接種により健康被害が生じた場合、法に基づく補償の対象になりません。
- ・ **広島市内・安芸郡の医療機関**などで接種を受けられます。医療機関に事前に接種日時を確認してください。予約が必要な場合もあります。広島市・安芸郡以外にある医療機関などで接種を希望される方は、別途手続きが必要です。必ず事前にお住いの区の保健センターにお問い合わせください。
- ・ **接種期間外の接種**にかかる費用は任意接種となり**全額自己負担**（約 8,000 円）となります。
- ・ 予防接種券のうち、（甲）は医療機関に提出し、（乙）は予防接種を受けたことを証明するものですので、大切に保管してください。
- ・ 脾臓を摘出した方は、予防接種が保険適用になりますので、かかりつけの医療機関へお問い合わせください。
- ・ 定期接種の対象となるのは 66 歳の誕生日の前日までで、以後は任意接種として取り扱われます。その場合、全額自己負担となり、健康被害が生じた場合は法に基づく救済を受けることができないのでご注意ください。

## ●お問合せ先

ご不明な点は、お住まいの区の保健センターにお問い合わせください。

中保健センター	☎504-2528	安佐南保健センター	☎831-4942
東保健センター	☎568-7729	安佐北保健センター	☎819-0586
南保健センター	☎250-4108	安芸保健センター	☎821-2809
西保健センター	☎294-6235	佐伯保健センター	☎943-9731



## お知らせ

### インフルエンザ予防接種について

接種日に 65 歳以上の方、または、60 歳～64 歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者手帳 1 級相当の障害を有する方は、インフルエンザの予防接種を受けられます(令和 5 年度の自己負担金は 1,600 円(令和 6 年度の自己負担金は現段階で未定)。生活保護世帯・市民税所得割非課税世帯に属する方は無料)。なお、令和 6 年度の接種開始は 10 月以降を予定しています。

予防接種券や予診票は医療機関に置いてあります。接種の際は、住所・生年月日を確認できるもの（健康保険証など）をお持ちください。